

とめ 法人会 NEWS

平成24年4月27日発行

第60号

社会貢献活動

復興元年「法人会第5回市民ふれあいコンサート」開催！

陸上自衛隊音楽隊の美しい音色で830名を魅了！



登米法人会では、地域社会貢献活動として、震災復興元年「法人会第5回市民ふれあいコンサート」を三月十五日午後六時から登米祝祭劇場大ホールを会場に開催しました。このコンサートは、今回で三回目となる陸上自衛隊東北方面音楽隊の協力を頂いて、登米市の文化芸術活動の振興と震災復興支援として登米市内の仮設住宅にお住いの方々を招待し開いたものです。開演一時間前から鑑賞者の皆さんが続きと詰めかけ、二階席まで満杯の中、コンサートが開演しました。

コンサートは、2部構成で行われ、第一部はクラシック音楽を中心に、第二部はポピュラー、歌謡曲などお馴染みの曲を演奏し、ほぼ満席の830人の観衆を魅了いたしました。フィナーレでは、法人会佐藤女性部会幹事から花束贈呈に引き続き、鳴りやまないアンコールの拍手に包まれて2曲を熱演。これまでにない大興奮に包まれたコンサートも、名残惜しい中終演を迎えました。会場を後にする皆さんから「本当は素晴らしかったです！また来年もぜひお願いします」との声が多く寄せられました。

オフィスのパソコンから
申告・納税！

e-Tax

- 電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税の税額控除制度が創設されました。
- 電子申告における第三者作成書類の添付省略措置が講じられました。
- 税理士が代理送信を行う場合には、納税者本人の電子署名を省略することができるようになりました。

法人会が社会貢献活動の発展のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会

もっと詳しくお知りになりたい方は...

「e-Tax」ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>



「第5回市民ふれあいコンサート」フォトレポート



曲芸演奏も自由自在に・・・



祝辞を述べる布施市長



開演挨拶を述べる原野副会長



入場受付風景



見送る観衆からは「来年もぜひ！」との声



佐藤女性部会幹事から御礼の花束贈呈



懐かしい蘇州夜曲を女性隊員が熱唱



アトラクション 早口ことばの1コマ



佐沼高校JRC委員会へ感謝状

★キャップ回収・ご提供実績★ (平成24年3月31日現在累計：敬称略)

地区	回収・ご提供先	回数
1	追 佐沼小学校 児童会	21
2	" 北平小学校 児童会	6
3	" 新田小学校 児童会	4
4	" 森小学校 児童会	4
5	登米 登米小学校 JRC委員会	5
6	" 登米中学校 生徒会	1
7	東和 新堀小学校 児童会	7
8	" 米谷小学校 児童会	4
9	" 米川小学校児童会 環境福祉委員会	3
10	" 東和中学校 生徒会	1
11	中田 浅水小学校 児童会	2
12	" 石森小学校 児童会	3
13	" 上沼小学校 児童会	6
14	" 加賀野小学校 児童会	2
15	" 宝江小学校 青い鳥児童会	4
16	" 中田中学校 生徒会	1
17	豊里 豊里小・中学校 協明会	6
18	米山 米山東小学校 児童会	2
19	" 中津山小学校児童会 環境福祉委員会	2
20	" 米岡小学校児童会 ボランティア委員会	4
21	石越 石越小学校 さくら児童会	3
22	" 石越中学校 生徒会	1
23	南方 東郷小学校 児童会	12
24	" 南方小学校たばこ児童会 計画委員会	2
25	" 西郷小学校 児童会	5
26	津山 柳津小学校 児童会	5
27	" 福山小学校 児童会	3
28	南三陸町 伊里前小学校 児童会	2
29	追 佐沼高等学校 JRC委員会	2
30	追 佐沼事務所	2
31	" 柳道防災商會	1
32	" 鶴葉精肉店	3
33	" 鶴北宮城自動車学校	3
34	" 俺はさま看護婦家政婦紹介所	2
35	" ファミリーマート	1
36	" 柳道トラック	1
37	" 柳丸政運輸	1
38	" 鶴三ヤギ電機	1
39	" 明治安田生命保険相互会社	3
40	登米 ヤマカノ醸造(株)	2
41	中田 ソニーケミカル&インフォメーションデバイス(株)	1
42	" 柳日下三郎商店	2
43	栗原市 J.A.栗っこ女性部	3



米川小学校から提供



石越小学校から提供



明治安田生命保険会社から提供



「地球に愛を、子どもに愛を」をテーマに、登米法人会の新たな社会貢献活動、エコキャップ運動が地域に着実に拡大しています。平成二十一年度は、市内小学校二十三校、平成二十二年度は市内中学校九校に回収ボックスを贈呈設置し、又、会員事業所十社に設置しキャップ回収を呼び掛ける等の運動をすすめた結果、別表のとおり小・中学校、会員事業所はもとより、この運動を聞きつけた遠

くはJ.A.栗っこ女性部、三陸町伊里前小学校などからもキャップの提供を頂くなど地域に根付いた感じがいたします。この運動の主管である青年部会では、市内幼稚園へのボックス設置のほか新たな会員事業所への設置を呼び掛けることを計画しています。

運動の輪が着実に拡大!!

社会貢献活動 エコキャップ運動



宮城県内10法人会は 公益社団法人を 目指しています

公益法人制度が約115年ぶりに改革され、平成20年12月に「新公益法人制度」が施行されました。

民間による非営利活動を活性化させ、「民による公益を増進していく」という、これからの時代にフィットした考え方が息づいています。

それは、政府・行政部門や民間の営利部門では充足できない、多様な社会的ニーズに応えるサービスを提供していく極めて重要な活動を、民間の非営利活動を支援する制度の確立が図られました。

これまで法人会は社団法人として60年余の活動を通じて、税を基底に経済社会の根本利益を築いてきた誇りのもと、さらなる公益増進に寄与していく立場から、すでに公益社団法人に移行した大崎法人会、塩釜法人会につづいて宮城県内の8法人会は公益社団法人の認定を受け、積極的に取り組んでいます。

新公益法人制度とは

新公益法人制度では、一般社団法人と公益社団法人とに規定されました。

一般社団法人は、登記によつて法人格が取得でき、事業内容にも制限がなく、加えて行政庁が団体の行う業務や運営について監督することもない、まさに自主裁量の運営を可能にしています。

一方の公益社団法人は、公益的事業比率が支出額の50%を確保しなければならぬ基準を満たしていることや行政庁が団体の行う業務や運営についての審査・監督が行われ、高い公益性と透明性が問われることとなります。

制度では、法人会のような公益法人は平成25年11月末までに、一般社団法人か公益社団法人を選択のうえ、移行申請を宮城県の認定委員会に行わなければなりません。

せん。

この際、移行が認められなかった場合や移行申請を行わなかった場合は、移行期間満了の日（平成25年11月30日）をもって解散したものとみなされます。

宮城県内の法人会では、これまで検討と議論を重ね、高い社会的評価と信用が確保される公益社団法人に認定されることによつて、現在よりもさらに高次の社会的使命を果たし、これまでの戦後60年余に果たしてきた誇るべき歴史をもとに新たに輝かしい歴史を刻んでいくとの合意がなされました。

賛助会員にも門戸を

公益社団法人の認定は、これからの活動におけるスタートポイントであり、目的ではありません。

税と企業経営、そして社会貢献事業に、会員企業の

持つポテンシャルを結集しながら、新たな歴史の1ページを綴っていくものです。

当然、「民が担う公共」として、企業のポテンシャルだけでなく、地域社会にあつて輝けるポテンシャルを持つ方々とも共同で築き上げていくことも、法人会の責務として捉えています。

このため、公益社団法人に移行するにあつて、企業の正会員の外に、新たに賛助会員制度を法人会は設け、両翼を広げた活動を展開していくことにしています。

より活動の両翼を拡げ、社会的評価を高め、そして団体に参画する企業の誇りにさらなる厚みを増していただけのように、法人会は今、公益認定に宮城県内10法人会が一丸となつて取り組んでいます。

（文責：社・宮城県法人会連合会）

高齢者が働きやすい
職場づくりを応援します！

定年引上げ等奨励金

急速な少子高齢化の進展

により、日本では労働力人口の減少が見込まれています。日本の経済社会の活力を維持するためには、就労意欲の高い高齢者が長年培ってきた経験や技能を生かし、社会の支え手として活躍していける仕組みづくり

が必要で

りが必要です。そのためには、高齢者に雇用を提供する企業皆さんの取組が重要です。「定年引上げ等奨励金」は、高齢者の雇用を促進する企業の積極的な取組を、奨励金や助成金の支給により応援するものです。

豊かな経験・技能を持つ高齢者が
これからの経済社会の支え手に

日本企業のほとんどは定年退職の制度を導入しています。多くの企業は60歳を定年としていますが、定年退職後も働きたいと希望している人は少なくありません。

内閣府の「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査（2008年）」によれば、60歳以上の人に「い

独立行政法人労働政策研

究・研修機構の「高齢者の雇用・就業に関する調査」（2009年）によれば、働きたい理由で最も多いのは「経済上の理由」で、「55歳〜59歳」「60歳〜64歳」「65歳〜69歳」の年代別にみると、年代が若いほど「経済上の理由」を上げる割合が高くなっています。

今後は平成25年度から老年厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が65歳に段階的に引き上げられていくため、「60歳〜64歳」の年代でも、経済上の理由により就業を希望する人はさらに増えていくものと考えられます。

このように60歳を過ぎて働きたいという希望を持つ人が、自分の能力や経験を

生かし、年齢にかかわらず働き続けられる社会の実現を目指し、平成16年に高齢者雇用安定法が改正されました。

これにより、定年を65歳未満としている事業主は、65歳までの安定した雇用を確保するために、(1)定年の引上げ、(2)継続雇用制度の導入、(3)定年の定め廃止、の3つのいずれかの措置を講じることが事業主に義務づけられました。

現在、各企業において、高齢者活用に向けた取組が進められており、雇用確保措置の実施済み企業は96.6%（厚生労働省の「平成22年6月1日高齢者雇用状況報告」）に上っています。

しかし、「希望者全員が

65歳以上まで働ける企業」の割合は46.2%、「70歳まで働ける企業」の割合は17.1%に止まっており、高齢者が働きやすい雇用環境を築くため、企業により積極的な取組が今後も求められています。

そこで、厚生労働省では、「定年引上げ等奨励金」を通じて、高齢者を積極的に活用しようとする企業の取組を応援しています。

「定年引上げ等奨励金」は、「中小企業定年引上げ等奨励金」「高齢者職域拡大等助成金」の2つの奨励金、助成金からなっています。それぞれの概要を紹介します。

中小企業の積極的な取組を支援！
「中小企業定年引上げ等奨励金」

中小企業定年引上げ等奨励金は、より積極的に高齢者雇用に取り組んでいる中小企業に対し、奨励金を支給する制度です。

対象となるのは、企業における現行の定年年齢に比べて、次のいずれかの措置を講じ、6か月以上経過している中小企業事業主（雇

用されている常用被保険者が300人以下の事業主)です。

【支給対象事業主】

図表

- (1) 60歳以上65歳未満の定年を定めている場合
- a. 65歳以上への定年の引上げ
- b. 定年制の廃止
- c. 希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入

- (2) 65歳以上70歳未満の定年を定めている場合
- a. 70歳以上への定年の引上げ
- b. 定年制の廃止
- c. 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入

このほか、「支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用している60歳以上の常用被保険者が1人以上いること」などの要件があります。

支給金額は、現行の定年や企業規模、どのような措置を実施したかなどによって、異なります。

また、同時に、高齢者の勤務時間を多様化する制度を導入した事業主には一定額が加算されます。

**高齢者職域
拡大等助成金**

「高齢者職域拡大等助成金」は、平成23年度から新

たに設けられた制度です。

企業の規模を問わず、新たに希望者全員が65歳

まで働ける制度を導入、

(2) 新たに70歳まで働ける制度を導入、

(3) 希望者全員が65歳まで働ける制度および70歳まで働ける制度のいずれも有する

法人の設立等を行う、以上のいずれかの措置をとった企業が対象です。

あわせて、高齢者の職域の拡大、高齢者の雇用

管理制度の構築、高齢者の健康維持にかかる取組などを行う場合には、(独)

高齢・障害・求職者雇用支

「中小企業定年引上げ等奨励金」

実施した措置		(a) 定年の引上げ (65歳以上70歳未満)	(b) 定年の引上げ (70歳以上) または定年制の廃止	(c) 希望者全員を対象とする70歳以上の継続雇用制度の導入	(d) 希望者全員を対象とする65歳未満の継続雇用制度の導入	高齢短時間制*を同時に導入した場合
現行の定年 60歳以上65歳未満	企業規模(被保険者数) 1~9人	40万円	80万円 [40万円]	40万円 [20万円] (20万円 [10万円])	20万円	一律20万円
	10~99人	60万円	120万円 [60万円]	60万円 [30万円] (30万円 [15万円])	30万円	
	100~300人	80万円	160万円 [80万円]	80万円 [40万円] (40万円 [20万円])	40万円	
65歳以上70歳未満	1~9人	--	40万円 [20万円]	20万円 [10万円]	--	
	10~99人	--	60万円 [30万円]	30万円 [15万円]	--	
	100~300人	--	80万円 [40万円]	40万円 [20万円]	--	

※[]内の数字は、支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用している64歳以上の雇用保険の常用被保険者がいない場合に支給する額。
 ※()内の数字は、希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度を導入済みの事業主が要件を満たした場合に支給する額。
 ※現行の定年引上げ60歳以上65歳未満の事業主が、上表の(a)と(c)を満たす制度を新たに導入した場合には、(a)の額と(c)の()内の額の合計額を支給します。
 *高齢短時間制度は、(a)~(d)のいずれかと併せて導入するもの。常用被保険者の申出により60歳以降の希望する日以後において、一般労働者の週所定労働時間(基準労働時間)の他、基準労働時間に比べて短い労働時間(20時間以上、基準労働時間の4分の3を下回るもの)を選択して労働

援機構から、助成金が支給されるといふものです。

支給される助成金の額は、「職域の拡大等の措置」に要した費用の3分の1となります。

ただし、1年以上雇用している55歳以上の雇用保険の常用被保険者一人につき10万円(「定年の引上げ等の措置」の(1)(2)のいずれにも該当する場合は20万円)が上限となります。

また、合計額が50万円を超える場合は、50万円が上限となります。

高齢者職域拡大等助成金を受けるには、まず、「職域の拡大等に関する計画」を策定し、計画開始日の6

か月前から3か月前までに高齢・障害・求職者支援機構へ提出し、計画の認定を受けなければなりません。

また、支給申請日の前日において「1年以上継続して雇用される60歳以上の雇用保険常用被保険者が1人以上いること」などの要件

があります。

登米法人会 社団化30周年記念式典のご案内

登米法人会が、昭和57年6月に社団法人として国から認可を受け満30周年を迎えます。
これを記念し下記により記念事業を開催致しますので、是非ご出席下さいませようご案内申し上げます。

記

1. 日程 平成24年5月22日(火)
15:00 記念講演会
16:40 記念式典
17:20 記念祝賀会
2. 会場 ホテルサンシャイン佐沼

◇ 記念講演会 ◇

＝ どなたでも聴講できます ＝

「開運笑福! 登米カアップ大作戦」

～笑顔は万策に勝る笑エネルギー～



(有)カノン・プレス・サテライト秋子塾
代表 藤原秋子氏

法人会

高年齢者雇用促進事業

法人会は平成25年4月からの65歳定年義務化を前に、企業が高年齢者雇用を促進していくうえでの研修・相談、そして助成金申請手続きをサポートしていきます

宮城県内の法人会は日本の経済社会と企業の活力を維持していくため、高年齢者雇用促進を推進してまいります

宮城県内の法人会は日本の経済社会と企業の活力を維持していくため、高年齢者雇用促進を推進してまいります。企業は高年齢者雇用を促進していくうえでの研修・相談、そして助成金申請手続きをサポートしていきます。

企業の経営者・管理者を対象に、研修会や個別相談会を開催するとともに、操作性がすぐれた中小企業が国からの「奨励金・助成金」が受け取れる仕組みを推進します



学び合い・活性化したい企業のお力をサポートいたします

中小企業振興局(宮城県) 宮城県本部に
お問い合わせください

社団法人 登米法人会
〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字上舟丁12-8
Tel. 0220-22-0617 Fax. 0220-22-1386



会員募集中

未加入法人をご紹介下さい

法人会は「よき経営者をめざすもの団体」として会員企業の積極的な自己啓発を支援し、健全な経営と正しい納税及び社会の健全な発展に貢献する活動を行っています。
お知り合いに、まだ会員になられていない方がありでしたら、是非ご紹介下さいますようお願いいたします。

- | | | | | |
|-------------|--|--|----------------------------------|-------------------------|
| 佐沼支部 | (株)農産林イーコム
トヨタ東北(株)
シーアーツ(株)
株)たけかわ
(株)H・M・A
(有)丸善商事
(有)高橋畜産 | 高橋 久寿
水野 雅幸
佐々木 淳
武川 吉孝
及川 浩
佐藤 孝子
高橋 隆民 | (有)伊藤自動車
モートン食肉(有)
(有)伊達畜産 | 伊藤 康雄
佐藤 次雄
千葉 英樹 |
| 中田支部 | (株)エージェック | 佐藤 良 | (有)伊藤測量設計
(有)東北シーアールデイ | 佐藤 享
後藤 福子 |
| 豊里支部 | (株)八木自動車
(有)東北推進工業 | 八木恵美子
梁瀬 啓 | 津山町森林組合
(株)みやぎL・S・O | 高橋 平克
西條 清美 |

法人会新会員ご紹介

平成二十三年(敬称略)



法人税確定申告書を提出する際、この会員シールを切り取って「別表一」の下の欄中央に貼付して提出して下さい。